

蓮田市キャッシュレス決済サービス提供業務プロポーザル実施要領

1. 趣旨

キャッシュレス決済の導入は、来庁者の利便性向上のためキャッシュレス化に取り組むことを目的とする。

この業務は、民間の高度な専門的知識やノウハウを活用して本事業の効果的かつ効率的に推進するため、競争入札に適しないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき受注者を選定するにあたり、手続きの透明性を高めるために、プロポーザル方式により行うものとする。

本要領は、これに必要な事項を定める。

2. 提供サービス名

蓮田市キャッシュレス決済サービス提供業務

3. 業務の内容

(1) 提供期間

- ① 納入期限 契約締結日から令和7年2月28日
- ② 利用期間 令和7年3月1日から利用開始

(2) 業務の仕様

【別紙1】蓮田市キャッシュレス決済サービス提供業務仕様書のとおり

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) キャッシュレス決済に関する十分な実績及び能力を有していること。
- (2) 受注時に(1)の実績及び能力を有する担当者配置をできること。
- (3) 本業務を遂行するにあたり、本市との連絡調整、打合わせ等に適切に対処できること。
- (4) 蓮田市暴力団排除条例(平成24年12月条例第24号)第2条に規定される暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しないこと及び、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が同条第6号に規定する暴力団員でないこと。それらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員は、暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものに該当しないこと。

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (8) その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。
- (9) 本市と同等以上の職員規模の地方公共団体または国において、同種または類似業務において、当該業務を元請として完了した実績が1件以上有すること。（ただし、再委託による業務の実績は含まない。）
- (10) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (11) 本公募は単体事業者に加え、複数で構成される事業者の参加（共同提案）も下記の要件を満たす場合に限り認める。
 - ア 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者を代表事業者に定め、本市への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。
 - イ 代表事業者又は構成員が本公募の他の応募者の代表事業者又は構成員でないこと。
 - ウ 構成事業者全てが、上記（1）～（10）の参加資格を満たしていること。

5. 契約上限額

総額940,000円（消費税込み）を上限とする。

※導入経費及び運営経費等（令和7年3月1日～令和7年3月31日の計）の合計とし、決済手数料は含まない。

6. サービス提供事業者選定スケジュール

実施内容	実施期限又は期日
実施要項の周知	令和 6年 11月 5日
企画提案に係る質問の提出（手順①）期限	令和 6年 11月 8日
質問への回答通知	随時（ホームページ掲載）
参加申出書の提出（手順②）期限	令和 6年 11月12日
参加資格審査結果等通知	令和 6年 11月15日
企画提案書等の提出（手順③）期限	令和 6年 11月20日
プレゼンテーション審査（手順④）	令和 6年 11月26日
選定結果の通知予定日	令和 6年 11月29日

7. 企画提案に関する質問の提出（手順①）

（質問がある事業者のみ）

- ・ 提出期限 令和6年11月 8日（金）午後3時00分到着分まで
- ・ 提出方法 質問書（指定：様式第1号）を電子メールにて送信すること。
また、送信後は電話にて送信確認を必ず行うこと。
※口頭による質問は受け付けないものとする。
- ・ 回答 質問に対する回答は、原則として本市ホームページに質問者匿名で随時掲載・公表する方式による。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書の追加または修正とみなす。

8. 参加申出書の提出（手順②）

提出された書類に基づき、参加資格を満たしているか審査する。

なお、審査結果は令和6年11月15日（金）にメールにて通知する。

- ・ 提出期限 令和6年11月12日（火）午後3時00分まで（必着）
- ・ 提出場所 蓮田市役所 デジタル推進課
- ・ 提出方法 持参又は郵送
- ・ 各種様式 市ホームページからダウンロードの上、作成すること。

参加申出書 1部

（指定：様式第2-1号（単独提案）又は

指定：様式第2-2号（共同提案））

※共同提案のみ、共同参加事業者構成表明書（様式第2-3号）も提出すること。

組織概要及び組織実績（指定：様式第3号） 1部

※共同提案の場合は、全ての構成事業者の分を提出すること。

9. 企画提案書等の提出（手順③）

（プレゼンテーション審査参加資格を有する事業者のみ）

- ・提出期限 令和6年11月20日（水）午後3時00分まで（必着）
※提出期限までに必要書類が提出されない場合は、参加を辞退したものとする。
- ・提出場所 蓮田市役所 デジタル推進課
- ・提出方法 持参又は郵送
- ・提出書類
 - 企画提案書（任意様式） 10部
 - 見積書（任意様式） 10部
 - 見積内訳書（導入経費）（任意様式） 10部
 - 見積内訳書（運用経費等）（任意様式） 10部
 - 決済手数料率内訳書（任意様式） 10部

（1）注意事項

- ① 提出書類は、A4縦型フラットファイルに左綴じとし、書類にインデックスを貼付すること。ファイルの表面及び見出しに法人名を記載すること。表紙および目次を除いて50ページ以内とすること。
- ② 企画提案書必要記載事項
「10. プレゼンテーション審査」の「(2) 評価項目」に係る項目を含み、A4用紙にまとめること。また、企画提案書表紙に申請者名（代表者名）と作成者名を記入すること。
- ③ 見積書作成に係る注意事項
 - ア 見積金額には、消費税を含まない額、及び消費税を含む額の両方を記載すること。
 - イ 見積書及び見積内訳書には、件名、金額、住所、社名及び代表者（代理人で指名参加している場合は代理人）を記載し、代表者印（代理人の場合は、代理人の印）を押印すること。
 - ウ 見積内訳書（運用経費等）には、1か月分の運用経費及び1年分の運用経費の両方を記載すること。
 - エ 見積書及び見積内訳書の正本は、件名（本業務名）及び社名を記載した封筒に入れて、企画提案書と一緒に提出すること。なお、封筒の糊付け部分には、代表者印（又は代理人）で割印を付すこと。

(2) 参加の辞退

① 提出書類

企画提案書等の提出後に参加を辞退するときは、参加辞退届(様式第4号)を提出すること。

② 提出方法

令和6年11月22日(金)午後3時00分までに郵送(必着)又は持参

※参加辞退届提出後は辞退を撤回できないものとする。

10. プレゼンテーション審査(手順④)

(※プレゼンテーション審査参加資格を有し、「9. 企画提案書等の提出」をした事業者のみ)

- ・日時 令和6年11月26日(火)午後2時00分から(予定)
開始時間は各参加者に別途通知する。
※審査の順番は「プロポーザル参加に係る申出書」の到着順とする。なお、郵便で同時に配達されたものについては事業者名の五十音順で早い方を前とする。また、提案者が1者のみの場合も審査を実施する。
- ・場所 蓮田市役所305会議室 蓮田市大字黒浜2799-1
- ・機材 プレゼンテーション用プロジェクター、スクリーン、及びレーザーポインターは市で用意するものとし、PCは参加者が持参するものとする。なお、その他の必要な設備、及び持参する機材がある場合は、事前に問い合わせること。
- ・人数 1提案者につき6名以内とし、事業所の職員でない者の参加は認めない。
※パワーポイント等の操作者を含む。
※共同提案の場合も同様とする。
- ・資料 プレゼンテーションの際に使用する資料(プロジェクターで投影する資料等)は、全て「9. 企画提案書等の提出」の提出書類に含めることとし、追加資料の提出、並びに提出書類に含まれない資料の投影は認めない。

(1) 審査内容・審査の流れ

参加資格を満たした事業者から提出された企画提案書等に基づくプレゼンテーションについて、蓮田市キャッシュレス決済サービス提供業務事業者選定委員会が審査、質疑応答を実施する。

その際、市企画提案書、見積書等及びプレゼンテーションの内

容から相対的に加点を行い、合計得点の高いものから順位を決定する。基準点を満たし、最も評価の高い者を選定する。同点であった場合は、最高評価の項目が多い者を上位とする。最高評価の項目が同数だった場合は、協議により選定する。

- ・実施時間 1 提案者につき 50 分程度
 - ① 準備 10 分以内
 - ② プレゼンテーション 20 分以内
 - ③ 質疑応答 15 分程度
 - ④ 片付け 5 分程度

(2) 評価項目

【別紙 2】評価項目表のとおり

(3) 選考結果の発表及び公表

審査（選考）結果は、プレゼンテーション審査参加事業者全員に対し、令和 6 年 11 月 29 日（予定）に郵送するほか、選考結果の概要を市ホームページ掲載により公表する。

なお、審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議は認めないものとする。また、審査（選考）後の辞退は、法人名、代表者名、辞退の理由を公表する。

(4) 受注候補事業者との協議・契約

選考された受注候補事業者と本市との間でサービス提供条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、本事業に係る契約を締結する。

この際、市は事業の円滑、かつ、具体的な実施のために提案内容の変更や新たな事項を求める場合がある。

なお、受注候補事業者と本市との協議が整わない場合、または受注候補事業者が本事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点受注候補事業者と協議を行うこととする。

また、受注の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。なお、事業者の事情により業務の実施ができなくなった場合においても、準備のために支出した費用等について本市は補償しない。

11. 失格事由

参加申出をした事業者が、必要書類の提出日から決定までの間に、次のいずれかに該当した場合は参加を取り消し、審査及び選定の対象から外す

こととする。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (2) 参加の採否の働きかけを行う目的で、事業者又はその関係者が直接または間接に本市職員等と接触を持った場合
- (3) 審査・選定に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (4) 公募要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合

1 2. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係り提出する書類、及びプレゼンテーションにおいてプロジェクターで投影する資料等に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。
- (2) 本プロポーザル選考への参加に関する一切の費用は参加事業者の負担とする。
- (3) 提出期限を過ぎてからの書類の追加、変更、及び撤回は認めない。
- (4) 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。
- (5) 提出された書類等は、情報公開の請求により開示することがある。
- (6) 提案者は、本件に関して本市が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。なお、提案が採用された場合も同様とする。
- (7) その他、この要領に定めのない事項については、別途蓮田市の指示によるものとする。

【提出先及び問い合わせ先】

蓮田市総合政策部デジタル推進課

〒 349-0193 埼玉県蓮田市大字黒浜 2 7 9 9 番地 1

電 話 0 4 8 - 7 6 8 - 3 1 1 1 (内線 6 1 3)

F A X 0 4 8 - 7 6 5 - 1 7 0 0

電子メール joho@city.hasuda.lg.jp